

平 戸 市 監 査 公 表 第 105-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成28年10月11日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
財務部 税務課
- 第3 監査の期間
平成27年7月22日～7月23日 2日間
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

28 平税第 230 号

平成 28 年 5 月 16 日

平戸市監査委員 様

平戸市長 黒田 成彦



定期監査の結果に係る指摘事項等の措置について（報告）

標記について、平成 27 年 8 月 20 日付 27 平監第 37 号において指摘等をうけました事項について、下記のとおり措置を講じましたので報告します。

記

【指導事項】

- 1 平成 24、25、26 年度の給与・年金支払報告書データ入力作業委託業務について

措置：公印の適正運用については公印規定の遵守を徹底し今後このようなことがないようにいたします。

契約単価については税抜き価格で表示するようにいたします。

検査調書については、保管整備について遺漏がないようにいたします。

検査については納品後遅滞なく行っておりまして、今後は検査調書の作成については遅滞なく作成して参ります。

- 2 平成 24 年度航空写真撮影業務委託について

措置：見積額については、精査の上設計金額を設定すべきとのご指摘であります。税務課のみで判断できる問題ではありませんので、県内他市町の状況等を参考に契約担当課（企画財政課）と協議を行い、より適正な事務処理を検討してまいります。また、業務内訳表の件については、契約相手方に業務内訳表の提出を求めています。

【意見】

- 1 入湯税・法人税申告書について

措置：入湯税申告書が遅延している業者につきましては、その都度電話連絡により提出期限について指導を行っていますので、今後も同様におこなって参ります。平成 27 年度中に公平適正な課税を行うため現地調査を実施

いたしました。

2 住民税の特別徴収義務者指定について

措置：今後も収納率向上のため、特別徴収を推進して参ります。

3 未登記物件の合算課税に対する還付業務について

措置：平成 27 年度中に未還付者に対し再度のお知らせを行ったところであります。